

## ソフトバンク裁判で 住民勝訴の地裁判決

札幌地裁の中山幾次郎裁判長は五月三〇日、ソフトバンクモバイルと札幌市内のマンション管理組合の間で結ばれた基地局設置の契約を無効とし、同マンション管理組合を工事妨害禁止で訴えていた同社の請求を棄却した。

同マンション屋上への基地局の設置は、二〇〇五年の臨時総会で賛成多数で議決されたが、電磁波の健康影響を懸

念した住民が異議を唱え、〇六年二月、契約の白紙撤回と契約当時の理事らの辞職が決まった。新たに就任した理事らは、経費の負担額などについて同社と具体的な交渉に入っていたが、同年一〇月になって工事妨害禁止で訴えられた。

同マンションの管理規約では、屋上などの共用部分を変更するには四分の三以上の賛成が必要だ。しかし、契約を決めた際の投票の算定には誤りがあり、実際には四分の三に達していなかった、と管理組合は主張していた。

なお、契約期間は一〇年と長以上に、管理組合からは契約を解除できない内容になっている。設備の総重量は約一・五トン、高さは約八メートルで建物の外観も大きく変わる。これらの点をふまえた上で、中山裁判長は、契約は「区分所有者全員で締結する必要があるから、議決権を満たしたかどうかを検討するまでもなく無効」と、携帯電話会社にとつて厳しい判決を下した。電磁波による人体への影響については、「それを問題視して本件設備等の設置に反対する人間が一定数存在することは明らか」で「市場価格に影響

を与えうる可能性も否定できない」と判決文で述べている。

加藤やすこ・ライター

## 沖縄に「しまくとうば」を 取り戻すイベント開催

しまくとうば（シマ言葉）。

それは、琉球列島の約五〇の有人島、九八〇の集落で話されてきた伝統的な言葉・母語を指す。薩摩をはじめヤマトによる侵略・支配の歴史の中で、「方言札」に象徴される方言撲滅運動などで奪われ、失われた言葉を再評価し、取り戻そうという機運が近年、高まりつつある。沖縄県議会でも二〇〇六年に「しまくとうばの日条例」が制定された。しかし一方で、各シマからしまくとうばが消えようとしている危機的現実がある。

そのようななか、「へしまくとうば」その多様性と未来をさぐる「イベント」が六月一日、沖縄県立博物館・美術館講堂で開催された。

「しまくとうばの多様性と現状」と題して基調講演を行なった狩俣繁久琉球大学教授は、地球上で話されている六〇〇〇〜七〇〇〇の言語のうち二一世紀末までに九五％が消滅するだろうと推測し、「し